

## 「国外財産調書」の提出制度のあらまし

～法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の

保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。～

### 制度の趣旨・概要等 ①

#### (趣旨)

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度の税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み（国外財産調書制度）が創設されました。

#### (国外財産調書を提出しなければならない方)

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

(注1)「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である方をいいます。

(注2)「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

なお、平成25年度の税制改正において、国外財産調書に記載すべき国外財産の所在の判定について、その取扱いが一部変更されました。詳しくは、裏面をご覧ください。

(例) ・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

#### (国外財産の価額)

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注) 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) に掲載している法令解釈通達でご確認ください。

#### (国外財産調書の記載事項)

国外財産調書には、提出者の氏名、住所（又は居所）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

(注1)「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

(注2) 国外財産調書の記載例は、裏面のとおりです。

【国外財産調書の記載例】

平成 25 年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を有する者	住 所		東京都千代田区霞が関 3-1-1			
	氏 名		国税 太郎 (電話) 3581-XXXX			
国外財産の区分	種 類	用 途	所 在	数 量	価 額	備 考
預貯金	定期貯金	一般用	770加△△州〇〇市××通り123 (〇〇銀行△△支店)		12,000,000	
有価証券	株式 (〇〇社)	一般用	770加△△州〇〇市××通り321 (〇〇株式会社)	10,000	3,300,000	
合 計 額					70,000,000	
(摘要)						

（所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係）

国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

国外財産調書制度に関するその他の措置

国外財産調書制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が設けられています。

イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。

ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

ハ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています。

（注）上記イ及びロについては、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されますが、ハについては、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

◀国外財産の所在の判定に係る変更点について▶

◎ 国外財産調書に記載すべき、社債、株式等の有価証券等に係る所在の判定については次のとおりとされました。

社債、株式等の有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在（改正前：有価証券等の発行人の所在）によることとされました。

（注）この改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます。

# 「国外財産調書」の記載例

番号 0XXXXXX

平成 25 年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を有する者		住所 〔又は事業所、事務所、居所など〕 〇〇市〇〇町 1-1-3				
		氏名 〇 〇 〇 〇		(電話) XXX-XXX-XXXX		
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
土地		事業用	オーストラリア〇〇州△△XX通り 6000	1 200 m <sup>2</sup>	54,508,000	
建物		事業用	オーストラリア〇〇州△△XX通り 6000	1 150 m <sup>2</sup>	80,000,000	
〃		一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 4440	1 200 m <sup>2</sup>	77,800,000	土地を含む
					(157,800,000)	
預貯金	普通預金	事業用	オーストラリア〇〇州△△XX通り 40 (XX銀行〇〇支店)		58,951,955	
〃	定期預金	一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 123 (〇〇銀行△△支店)		12,000,000	
					(70,951,955)	
有価証券	株式 (〇〇Irc.)	一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 321 (〇〇securities, Inc.)	10,000株	3,300,000	
貸付金		一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 10 123号室 (Axxx B Yxxxx)		15,600,000	
未収入金		事業用	オーストラリア〇〇州△△XX通り 40 (Bxxx A Jxxxx)		4,400,000	
書画骨とう	書画	一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 4440	2点	2,000,000	
貴金属類	金	一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 4440	1 Kg	5,000,000	
家庭用動産	自動車	一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 4440	1台	6,000,000	
その他の財産	ストックオプション	一般用	アメリカ△△州〇〇市 XX通り 1100 (〇〇Irc.)	1,000株	8,200,650	
合計額					327,760,605	
(摘要)						

**【各財産共通】**

- それぞれの財産を「事業用」と「一般用」に区分し、更に、所在の別に区分します。
- 所在については、それぞれの財産の所在地（国名及び住所）を記入してください。  
※ 各財産において記載例が示されている場合には、各財産の書き方に従って記入してください。
- 価額については、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」を記入してください。
- 一の財産区分について複数の財産を記入する場合には、財産の区分ごとに価額（小計）を記入してください。

**【土地】**

○ 「数量」欄の上段に地所数を、下段に面積を記入してください。

**【預貯金】**

- 上記「各財産共通」の1に加え、預貯金の種類（当座預金、普通預金、定期預金等）の別に区分します。
- 「種類」欄に預貯金の種類を記入してください。
- 「所在」欄は預貯金を預入れている金融機関の所在地、名称及び支店名を記入してください。

**【貸付金及び未収入金】**

○ 「所在」欄は債務者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

**【書画骨とう】**

- 上記「各財産共通」の1に加え、書画骨とうの種類（書画、骨とう、美術工芸品）の別に区分します。
- 「種類」欄に書画骨とうの種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数を記入してください。

**【合計額】欄**

○ 2枚以上の調書を作成、提出する場合でも、「合計額」は1枚目の調書に記入してください。

**【建物】**

- 「数量」欄の上段に戸数を、下段に床面積を記入してください。
- 2以上の財産区分からなる財産を一括して記入する場合には「備考」欄に一括して記入する財産の区分等を記入してください。  
※ 記載例では、土地付で取得した建物を一括して記入する場合を例示しています。

**【有価証券】**

- 左記「各財産共通」の1に加え、有価証券の種類（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等）及び銘柄の別に区分します。
- 「種類」欄に有価証券の種類及び銘柄を記入してください。
- 「所在」欄は有価証券の保管等を委託している金融機関の所在地、名称及び支店名を記入してください。  
※ 国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている有価証券については、この調書への記入の必要はありません。

**【貴金属類】**

- 左記「各財産共通」の1に加え、貴金属の種類（金、白金、ダイヤモンド等）の別に区分します。
- 「種類」欄に貴金属類の種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数又は重量を記入してください。

**【家庭用動産】**

○ 上記「書画骨とう」に準じて記入してください。  
※ 家庭用動産とは、家具、什器備品や自動車などの動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除きます。）をいいます。

**【その他の財産】**

○ 上記「貴金属類」に準じて記入してください。  
※ その他の財産とは、上記のどの種類にも当てはまらない財産、例えば、ストックオプション、民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資、信託受益権などをいいます。

※ 価額の記入に当たっては、裏面を参照してください。

## 国外財産の価額の算定方法等

### ◎ 国外財産の価額

この調書に記入する財産の価額は、それぞれの財産に係る「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

なお、「時価」とは、「その年の12月31日における財産の現況に忠じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日に最終価格がない場合は、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）」などをいいます。

また、「見積価額」とは、「その年の12月31日における財産の現況に忠じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定された価額」をいいます。

※ この調書に記入する財産が、①事業所得の金額の基礎となった棚卸資産である場合には「棚卸資産の評価額」を、②減価償却資産である場合には、その財産の「償却後の価額」を見積価額として記入してください。

### ◎ 国外財産の見積価額の例示

この調書に記入する財産の「見積価額」については、その財産の区分に応じて、例えば、次のような方法により算定しても差し支えありません。

#### 1 土地

- (1) 外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。
- (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。
- (3) その年の翌年1月1日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

#### 2 建物

- (1) 上記1「土地」の(1)から(3)のいずれかの価額。
- (2) 業務の用に供する資産以外のものである場合は、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。  
※ 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額。  
また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。

#### 3 山林

上記1「土地」の(1)から(3)のいずれかの価額。

#### 4 預貯金

その年の12月31日における預入高。

#### 5 有価証券（金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券）

- (1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。
- (2) (1)がない場合には、上記1「土地」の(3)に掲げる価額。
- (3) (1)及び(2)がない場合には、取得価額。

※ 金融商品取引所等に上場等されている有価証券については、金融商品取引所等の公表するその年の12月31日の最終価格（同日に最終価格がない場合は、同日前の最終価格のうち最も近い日の価額）によることとなります。

#### 6 貸付金

その年の12月31日における貸付金の元本の額。

#### 7 未収入金

その年の12月31日における未収入金の元本の額。

#### 8 書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類

上記5「有価証券（金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券）」に準じて計算した価額。

#### 9 家庭用動産

家具、什器備品、自動車、船舶や航空機などの動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除く。）で、業務の用に供する資産以外の資産である場合は、上記2「建物」の(2)の取扱いに準じて計算した価額。

#### 10 その他の財産

上記1から9に当てはまらない財産、例えば、ストックオプションに関する権利、民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資、信託受益権については、次により計算した価額。

- (1) スtockオプションに関する権利については、次の算式で計算した金額

（「ストックオプションの対象となる株式の時価又は見積価額（※）」

－「1株当たりの権利行使価額」）×「権利行使により取得することができる株式数」

（※）「ストックオプションの目的たる株式の見積価額」については、上記5「有価証券」の取扱いに準じて計算した金額とすることができます。

- (2) 民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資については、その組合等の組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合等の純資産価額又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。  
ただし、組合等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えありません。
- (3) 信託受益権については、次に掲げる区分によって、それぞれ次によります。

イ 元本と収益との受益者が同一人である場合……信託財産の見積価額。

ロ 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合……「上記イの価額」×「受益割合」

ハ 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合

(イ) 元本を受益する場合……「上記イの価額」－「(ロ)により算定した価額」

(ロ) 収益を受益する場合……受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額又は、「その年の12月31日が属する年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」

- (4) 上記(1)から(3)以外の財産

その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算定した価額。

### ◎ 外貨で表示されている財産の邦貨換算

この調書に記入する財産の価額が外国通貨で表示されている場合には、調書を提出する方の取引金融機関（その財産が預金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表するその年の12月31日における最終の対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場）により邦貨に換算した価額を記入してください。

### ◎ 共有財産の価額の取扱い

この調書に記入する財産が共有財産である場合、その財産の価額は次によります。

- (1) 持分が定まっている場合……その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額。
- (2) 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含む。）……各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額。